

工事成績評定の実施について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定に基づき、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的として定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、国や地方公共団体等は、契約の適正な履行の確保、受注者の適正な選定等のため、発注した公共工事について技術検査や施工状況の評価（工事成績評定）を行うこととされています。

これに基づき、弥富市が発注する土木工事について、施工状況や工事目的物の品質等に係る工事成績評定を平成27年度から実施します。

対象工事

平成27年4月1日以降に契約する当初設計金額が500万円以上の土木工事
(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事)

評定結果

評定結果については、完了検査後に検査結果通知書とあわせて請負者に通知します。

評定不良者への措置

- ・ 施工不良や不誠実な行為等により工事成績が65点未満に評価された請負者には、**警告書**により通知します。
- ・ 警告書により通知を受けた請負者が、その後1年間に弥富市が発注した他の土木工事を請け負い、再度、工事成績が65点未満に評価されたときは、**入札参加資格を一定期間停止する**ことがあります。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

(以下略)